

金沢商工会議所 老舗顕彰制度のご案内

創業百年以上の 老舗企業を顕彰します

- 本制度は、金沢市内の創業百年以上の企業の業績を讃え、顕彰することを目的に、平成2年度に創設されました。
毎年、広く応募を募り、厳正な審査を経て会員大会において顕彰しております。
- 本年も、下記要件を満たす対象企業を募集致します。
詳しくは、金沢商工会議所までお気軽にお問い合わせください。

要件
①

当所会員である

要件
②

金沢市内にて創業、または支店・工場等を開設し、平成28年3月末現在、満百年以上事業を営んでいる

要件
③

創業百年以上を確認できる資料がある

※詳細については、裏面の応募要件をご覧ください

応募締切

平成28年

8月31日

(水)

【お問合せ先】

金沢商工会議所 地域振興課

TEL: 263-1155

FAX: 261-6500

老舗顕彰制度 応募要件について

- 当所の会員で、金沢市内において創業、または支店、工場、営業所、出張所等を開設し、満100年以上事業を営んでいること

大正5年（1916年）3月末以前に 創業した企業が対象

- 創業100年以上を確認出来る資料があること
（帳簿類・社訓・家訓・家系図・社史・信頼出来る文献等）
- 次に該当する企業は事業を継続しているものと見なします
 - ・戦争、天災地変等止むを得ない事情で事業を一時中断していたもの
 - ・合併もしくは、業種・取扱商品等の変更があっても事実上同一事業体が存続しているもの
- 次に該当する企業は除きます
 - ・すでに顕彰されたもの
 - ・倒産後新たに再建したもの
 - ・合併等により、他の事業体に吸収されたもの
 - ・現在、同業者間で係争関係にあるもの
 - ・その他、当顕彰制度の趣旨に照して、ふさわしくない事由があること

◎お申込については、当所所定の申請用紙に必要事項をご記入頂き、関係資料を添付の上、ご提出ください。

◎申請用紙は当所HPからダウンロードできます。

<http://www.kanazawa-cci.or.jp/index.html>